

令和3年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法第30条の2の規定による障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害基礎年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、当該傷病により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。なお、本件裁定請求書には、当該傷病の初診日は当初「平成〇年〇月〇日」と記載されていたが、請求人が20歳に達する前の「昭和〇年〇月〇日」とであると修正記載されている。
- (2) 厚生労働大臣は、請求人の当該傷病の初診日は請求人が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であると認定した上で、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令別表に定める2級の程度

に該当するとして、受給権を取得した日を平成〇年〇月とする国民年金法第30条の4の規定による障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 障害基礎年金の支給を受けるためには、
 - ① 障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において国民年金の被保険者であること、
 - ② 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、この②の要件を「保険料納付要件」という。)、そして、
 - ③ 障害認定日又は裁定請求日当時におけるその傷病による障害の状態が国民年金法施行令別表に定める程度に該当していることが必要とされている。なお、初診日において、20歳未満であった者については、上記保険料納付要件を満たすことは要しないこととなっている。
- 2 本件の場合、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が国民年金法施行令別表に定める2級の程度に該当することは、当事者間に争いはなく、厚生労働大臣が、前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由による原処分をしたことに対し、請求人は、当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)は平成〇年〇月〇日であると申し立て、それを前提と

した国民年金法第30条の2の規定による障害基礎年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、本件初診日はいつと認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、国民年金法が、発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基本となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師若しくは医療機関が作成したもの、又はこれらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料（以下「初診日認定適格資料」という。）でなければならぬと解するのが相当である。

また、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

(2) 本件についてこれを見ると、保険者が本件初診日を請求人が20歳に達する前の昭和○年○月○日であると認定した根拠資料は、a病院b科・A医師作成の平成○年○月○日付け受診状況等証明書2通であると認められるところ、同証明書には、診療録より記載したもとして、傷病名は「不登校」、発

病年月日は「昭和○年○月頃」、傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から初診までの経過は「前医からの紹介状はありませんか。⇒無「体がだるくて無気力になったため、週に2日以上、学校を休んでしまう」と昭和○年○月○日、当院を受診された。」、初診年月日は「昭和○年○月○日」、終診年月日は「昭和○年○月○日」、終診時の転帰は「中止」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「不登校を認めており、本人の話を傾聴した後、助言を行った。また 付きそって受診してきた父親にも助言を行った。この日の診察の後は 受診はなかった。」ないし「本人の話しを傾聴し、助言を行っている。また 父親にも助言を行っている。投薬はしていない。この日のみの診察であった。」と記載されており、請求人のa病院受診時の診断傷病名は、「不登校」であり、当該傷病と診断されていないことは明らかであり、また、薬の処方はなく、受診も当日の1日のみであることが認められ、併せて提出されたa病院の診療録の記載内容とも符合している。

そして、c病院d科・B医師（以下「B医師」という。）作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付け診断書、B医師作成の平成○年○月○日現症に係る同日付け診断書には、障害の原因となった傷病名は「統合失調症」、傷病の発生年月日は「平成○年○月頃（診療録で確認）」、初めて医師の診療を受けた日は「平成○年○月○日（診療録で確認）」、既往症は「胸腺腫術後」、平成○年○月○日に請求人から聴取した発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容等は「意欲低下、不安、被害妄想のため、H○. ○. ○当科初診となる。薬物療法、精神療法が開始となり、症状は改善傾向となり、H○. ○月より作業所への通所が開始となった。」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成○年○月○

日」、その時の所見は「意欲低下、不安、被害妄想など」と記載されていることが認められ、併せて提出された、B医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付け診断書、及び同日付け受診状況等証明書の記載内容とも符合している。

これら認定した事実を総合勘案するならば、本件初診日は、請求人がc病院を受診して当該傷病と診断された平成〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

そして、本件記録によれば、請求人は、認定した本件初診日において、国民年金の被保険者であったこと、本件初診日の前月において、所定の保険料納付要件を満たしていることが認められる。

2 以上によれば、請求人には、本件初診日を平成〇年〇月〇日と認定した上で、国民年金法第30条の2の規定による障害等級2級の障害基礎年金が支給されるべきであり、本件初診日を請求人が20歳に達する前の昭和〇年〇月〇日であると認定した上で、国民年金法第30条の4の規定による障害等級2級の障害基礎年金を支給するとした原処分は、妥当ではないから、これを取り消すこととする。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。